

法曹養成制度改革顧問会議

第6回会議 議事録

第1 日 時 平成26年2月25日（火）自 午前 9時30分
至 午前11時28分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 司法試験法改正について（報告）
- 3 司法試験予備試験について
- 4 法曹人口について
- 5 司法修習について（報告）
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問

発言者 文部科学省大臣官房中岡審議官

法曹養成制度改革推進室 大場室長、松本副室長

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第6回会議を始めさせていただきます。

推進室から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料1から資料35までございます。

資料1は、推進会議でのこれまでの取組とか進捗状況等を取りまとめたものでございます。後ほどテーマごとに、これらの資料について御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大場室長 資料の中に非公表の資料の扱いをお願いしたいものがありまして、資料15-4と資料15-5を御覧いただけますでしょうか。

これは、いわゆる二回試験と集合修習に関する資料についてでありますけれども、不可を含みます成績分布に関する資料でありまして、個人を特定することができってしまうような資料でもあります。したがって、公表にはなじまないものと考えられますので、推進室といたしましては、非公開の対応としていただきたいと考えておりますけれども、座長の方で、皆さんの御意見をいただいでください。

○納谷座長 では、資料の公開につきまして、皆さんにお諮りしたいと思います。先ほど説明がありましたように、二回試験に関する資料と集合修習に関する資料については、事柄の性質上公開すべきではないと考えられますので、これらの資料は、座長としては非公開扱いにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 どうもありがとうございます。では、そのようにします。

○大場室長 それでは、そのような取扱いをさせていただきます。

それでは、資料1について御説明いたします。

これは「法曹養成制度改革の推進について〈進捗状況〉」というものでありまして、本日付けのものであります。

これは、昨年未までを一応の区切りといたしまして、左半分には推進会議の下で行うべき取組と、その昨年未までの進捗状況を書いたものであります。

また、右半分には、今後の予定を示しているものであります。

進捗状況につきましては、一定の成果や方向性が示されたものを赤で記載しております。

個別の取組につきましては、詳細に御説明することはいたしませんけれども、今後、こうした形で全体の進捗状況を必要に応じてお示ししたいと思います。

今後の主な検討課題といたしましては、予備試験と法曹人口の在り方、司法修習、法科大学院に対する法的措置の在り方等についてなどがございます。

本日は、これらのうち下から四つ目の予備試験と上から二つ目の法曹人口の在り方を議題としております。

また、下から六つ目の司法試験法の改正についてと、一番下の二つ、司法修習について御報告申し上げたいと思います。

この進捗状況についてでありますけれども、会議等も含めて、あくまで予定というものも入っていますので、事務的に準備しているものも含めて、予定ということで御理解いただければと思います。

それでは、最初に司法試験法改正に関しまして、法務省から御報告をお願いいたします。

○松本副室長 法務省司法法制部司法法制課長として御報告申し上げます。

資料は、お手元の資料の資料2を御覧ください。

法務省では、この国会に司法試験法の一部を改正する法律案を提出すべく準備を進めているところでございます。

その内容につきましては、既に御報告したとおりでございますが、司法試験の短答式試験につきまして、憲法、民法、刑法以外に行政法とか訴訟法が入っておりますところ、これを憲法、民法、刑法に限定するとともに、受験回数制限5年3回のところを5年5回に緩和するという内容でございます。

資料3を御覧ください。

5年3回を5年5回に緩和する関係で、どういう形で適用になるのかということ整理した表でございます。来年の司法試験から、この5年5回が適用になるように予定しておりますところ、その過程にいる人たちにつきましては、端的に申し上げまして5年間という期間がまだ残っている人たちは、その残りの期間は受けることができるというものでございます。

例えば、平成22年度の欄を御覧ください。23年から26年にかけての4年間に、既に3回受けている人たちがいます。この人たちは、これまでの制度の下では三振で受けられないことになるわけですが、改正後は、5年の期間があと1年残っておりますので、あと1回受けられることとなります。

この5年の期間というところは変更するものではございませんので、その5年の期間内において公平を図るという趣旨でございます。

改正内容の御説明は、以上でございます。

○大場室長 ただいまの説明につきまして、何か御質問がありましたら、お願いしたいと思っております。

どうぞ。

○宮崎顧問 宮崎です。平成22年度を見ますと、1回受験して、あと4年間で3回までということになりますと、あと何回受けられることになるのでしょうか。

○松本副室長 この黄色のところは、あと何回というところでございまして、この22年度の欄はあと1年しか残っておりませんので、あと1回。その次の平成23年度修了者は、5年という期間では、あと2年残っておりますので、あと2回受けられるというところでございます。

○大場室長 他には、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次の議題は、予備試験についてであります。

予備試験につきましては、昨年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定におきまして、まだ制度の開始から間もないということで、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について、必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況を見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得るとされております。

そこで、推進室におきましては、関係閣僚会議決定の後に出た昨年の司法試験、それと予備試験の結果も踏まえて、予備試験の現状について、これまで公開されていた情報よりも、更に詳細なデータを集めて分析を行っているところであります。まだ調査中のものもございますけれども、これまでまとめられたデータにつきましても、松本副室長から御説明いたします。

また、併せて、予備試験や法曹人口に関連する与党の動きについても御紹介したいと思います。

○松本副室長 御説明申し上げます。まず、与党の動きについて御紹介申し上げます。

まず、自民党の司法制度調査会の下に法曹養成制度小委員会が設置されておりますところ、先立ってこの法曹養成制度小委員会の第2回目が親会である司法制度調査会と合同という形で開かれまして、その際、小委員会の論点テーマが四つございました。その四つといたしますのは、司法試験合格者数、そして、ロースクールの数、更に司法修習生に対する経済的支援、更に予備試験でございます。

法曹養成制度小委員会といたしましても、予備試験と、法曹人口の中の司法試験合格者数、更にロースクールの数というのは連動する課題であるということは認識されている中で、ただ、司法試験合格者数につきましては、今年の司法試験を見据えて、早目に小委員会としての提言を出す必要があるのではないのかという問題意識の下に議論がされまして、前回の状況では、この顧問会議は次回3月27日に予定されておりますが、この3月27日の顧問会議の前に、その司法試験合格者数について小委員会として提言を行うというタイムスケジュールが示されたという状況でございます。

そのタイムスケジュールの下、早速、今週の木曜日に、日本弁護士連合会とか法科大学院協会からのヒアリングが予定されていると承知しているところでございます。

さらに、公明党の法曹養成に関するPTも開催されまして、そこでの大きなテーマは、司法修習生に対する経済的支援と予備試験というところでございました。

その際の議論といたしまして、公明党のPTは提言を既に出されておるのですけれども、一連の課題、これは司法試験の合格者数も含むと思われませんが、それらの点について公明党としても場合によっては最低限を行うことも考えるというようなやりとりがあったという状況でございます。

与党の動きにつきましては、以上でございます。

続きまして、予備試験の関係の資料について御説明申し上げます。

お手元の配付資料の資料7-2を御覧ください。カラフルな図表でございますが、こちらは予備試験と司法試験の願書提出の時点での属性、例えば大学何年生とか、ロースクール生とか、そういうことを出願者に書いていただくようになっておるのですが、その属性から考えられる動向というものを整理したものでございます。

ただ、これはあくまでも自己申告でございますし、予備試験と司法試験の関係というのは、完全にひもつきではございません。さらに、例えば大学4年生で予備試験を通った人が、翌年ロースクールに行っているのか、どうしているのかというところまでは、この願書からはフォローできませんので、あくまでもそういう位置付けで整理をしたものだという前提で御覧いただきたいと思っております。

この表に基づいて御説明したいのですけれども、ちょっと分かりにくいので、その内容を整理したものを資料の7-1という形で文章化したものをお付けしております。これに基づいて、その動向等について御説明申し上げます。

まず、予備試験の動向といたしまして、大学在学中に予備試験を受験する者が一定程度増加しております。平成23年は951人でありましたものが、平成25年は1708人となっております。

さらに、大学在学中に予備試験に合格する者も一定程度増加しております。平成23年が29人、平成25年は53人となっております。

この中で予備試験に合格しますと、翌年の司法試験を受けることになるのですけれども、この司法試験の動向といたしまして、我々が便宜上、最短合格組と呼んでおります、大学在学中に予備試験だけではなく、司法試験に合格する者というものがいるのですけれども、これは増加しておりません。平成24年が9人でありましたものが、予備試験の合格者数そのものは増えた平成25年におきましては、逆に5人と減っております。

さらに、平成25年の予備試験、これは今年の司法試験を受けられる人たちでございますが、その最短合格組の母数となる人たちは4名と減っている状況でございます。

そういう状況におきまして、我々といたしましては、ここは予備試験の合格者数の数に関わらず、一定程度の人数的な縛りというものがあるのではないのかと考えているところでございます。

続きまして、予備試験の動向でございますが、法科大学院在学中に予備試験を受験する者というものが大幅に増加しております。これは、平成23年が170人でありましたものが、平成25年は1426人となっております。

ここで、最大というので右横に記載しておりますが、これはいろいろな選択の可能性からしまして、例えば、平成23年は最大プラス313人になる可能性があるという趣旨でございます。

さらに、法科大学院在学中に予備試験に合格する者も増加しておりまして、平成23年

が6人でありましたものが、平成25年は161人となっております。

ただ、平成25年のロースクール在学中の予備試験受験者は1426人でしたが、このうち1156人が法科大学院3年での受験となっております。この人たちのうち、合格者は157人となっております。

法科大学院の3年生での受験ということは、この人たちが司法試験を受けるのは翌年でございますので、基本、この人たちはロースクールの卒業資格で司法試験を受けているものというふうに考えております。

続きまして、2ページ目の真ん中辺り、ロースクール在学中に予備試験を受けている人たちの司法試験の動向でございますが、予備試験合格の資格で、ロースクールに在学中に司法試験を受験する者も増加しております。平成24年が7人、平成25年は31人となっております。

これとの関係で、法科大学院在学中に司法試験に合格して、それを理由にロースクールを中退する可能性がある者も増加しております。平成24年は最大25人、平成25年は最大69人という状況となっております。

司法試験の合格発表は9月になされます。司法修習が11月の末から開始されますので、人によっては、その11月の開始に合わせて、あるいはその前にロースクールを中退する方がいらっしゃるという状況でございます。この中退につきましては、後ほど調査結果を御報告いたします。

なお、一番下の参考のところに記載しておりますように、平成24年司法試験を予備試験合格の資格で受験した者は58人いますが、平成24年11月から開始されました司法修習生になった者は40人でございます。

この差でございますが、もちろん国家公務員の道に進まれた方もいらっしゃると思いますが、先ほど申し上げました最短合格組で大学在学中に司法試験に通った人たちと言いますのは、9月に発表になりまして、11月に司法修習が開始されますが、そのときは大学生でありますので、恐らく大学を中退するのではなくて、大学を卒業して司法修習に行く、いたがしまして、翌年の司法修習に参加されているのではないのかと見ているところでございます。

願書からの動向分析は、以上でございます。

続きまして、資料8は、ロースクール別の予備試験の受験状況でございます。

さらに、次のページでございますが、こちらは大学別の予備試験の受験状況でございます。

さらに、資料9が予備試験受験者の職種別の人員数の推移でございます。

資料10は、司法試験の職種別の人員の推移でございます。

さらに、資料11が、25年の司法試験の年齢別の受験状況につきまして、予備試験合格の資格により司法試験に合格した者のうち職業が無職の者を年齢別に整理した表でございます。

さらに、資料12及び13が司法試験の成績分布につきまして、平成24年の司法試験と平成25年の司法試験を整理したものでございます。

資料13-1は、平成25年の司法試験の成績分布でございますが、青の折れ線グラフが全体の分布でございまして、緑の分布は、いわゆる上位校のロースクールの成績分布でございます。そして、オレンジが予備試験の成績分布でございます。

全体と上位校の一番多い人数の点数というのが780点、これは、たまたまなのだと思いますけれども、ここが司法試験の可否の成績の分かれ目になっておるのですけれども、予備試験の山というものが780よりは若干高いラインになっているところがお分かりいただけます。

ただ、逆に一番成績がいい者が予備試験の人たちではないということもお分かりいただけます。

上位校は、平成25年の司法試験におきまして、平均以上の合格率を上げているロースクール14校の修了者についての成績を整理したものでございます。

さらに、先ほど中退の可能性についてで御説明申し上げましたが、資料14は、文部科学省に御協力いただきまして、各ロースクールに対して予備試験及び司法試験に合格したことを理由とするロースクールの中退者の数を調査し、その結果をまとめたものでございます。

上段が予備試験合格を理由とした中退者でございまして、23年度は全体で3人、24年度が9人、25年度は4人という形で、必ずしも増加しているかという、少し凸凹があるという状況でございます。

ただ、まだ2年分しかデータはございませんが、下段の司法試験合格を理由とした中退の欄を御覧ください。

初年度が14人で、いわゆる上位5校の学生が14人中13人を占めているという状況でございましたが、翌年は29人で、上位5校が25人を占めているという状況でございます。これが、中退者の調査結果でございます。

さらに、資料15以下は、最高裁判所から御提供いただきました資料でございます。

資料15-1が、66期、67期の予備試験合格に基づく司法試験合格者の司法修習生等の数を示したものでございます。66期が40人、67期が112人となっております。

資料15-2が、予備試験組の年齢分布でございます。

これを見ていただくとお分かりかと思いますが、24歳以下が20名と、かなりの割合を占めておりますが、30以上の方々も結構いらっしゃるということがお分かりいただけるかと思います。

さらに、資料15-3が、予備試験資格者の最終学歴を整理したものでございます。

さらに、資料15-4は、修習生考試結果、いわゆる二回試験の成績につきまして、予備試験組と、それ以外の者の成績分布を整理した表でございます。

これを見ていただきますと、一部の科目を除きまして、基本、優の割合が予備試験組の

人たちの割合の方が高いという状況がお分かりいただけるかと思えます。

さらに、資料15-5は、集合修習の成績分布について予備試験組とそれ以外の者とを対比したものでございます。こちらも、基本的に、優の割合が予備試験組の方が高いということがお分かりいただけようかと思えます。

さらに、資料16は、先ほど予備試験組の40名の修習が既に終了したという形で御報告申し上げておりますが、それらの点を踏まえて、最高裁判所の司法研修所におかれて、何か予備試験組を対象とした修習カリキュラムの変更等を考えていらっしゃるのかどうかということを、最高裁判所の司法研修所に推進室から照会をかけた文書と、裏面50ページが、その点についての回答でございます。基本的に、カリキュラムの変更は検討されていないという内容でございました。

さらに資料17が、66期の司法修習生につきまして、裁判官等への採用状況について整理をしたものでございます。

なお、弁護士等は32人となっておりますが、現在、日本弁護士連合会の協力をいただきまして、採用状況の多い弁護士事務所に対して、これらの予備試験組の採用等に関する調査を、今、実施しているところでございます。

その調査文書が、資料18-1でございます。

資料19-1として、これは日本弁護士連合会から御提供いただきました、日本弁護士連合会の司法試験シンポジウムのアンケート調査の結果というものをお付けしております。

資料19については、以上でございます。

さらに、資料20は、これまでの予備試験に関する審議会等の意見書などを整理したものでございます。

資料21は、法曹養成検討会における議論を整理したものでございます。

資料22は、規制改革の関係での関係閣僚会議の閣議決定でございます。通し番号の133から144ページまでを御覧ください。この赤囲いの部分に予備試験の合格者数等についての指摘が、この規制改革の関係での閣議決定という形で指摘されているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、続きまして、資料23につきまして、文部科学省の中岡審議官から御説明いただきたいと思えます。お願いいたします。

○中岡審議官 文部科学省の大臣官房審議官の中岡でございます。

本日は、お手元の資料の中の資料23、ページ数で135ページから138ページについて御説明いたします。

これは、クレジットが昨日開催された中央教育審議会の法科大学院特別委員会となっておりますが、そこでも配付させていただいているということで、同じものを御紹介させていただきたいと思えます。

この資料につきましては、内閣官房からの要請がございまして、1月から2月にかけて

して文部科学省の方で予備試験の影響に関するアンケート調査を法科大学院に対して実施し、その回答結果をまとめたものでございます。

この概要でございますけれども、全体のところについて、1ページ目の枠内でございますが、今回は、全ての法科大学院を対象に予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向や、その影響に関する状況につきまして、自由記述という形で調査を実施しております。

この全体でございますけれども、予備試験に対します何らかの懸念がある、これは、別途、以下に分類しておりますけれども、そういった懸念があると回答した大学は、73校中54校ということで、約70%でございます。

その中でも、司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学に着目いたしますと、15校中の12校、約80%から予備試験に対して懸念があるとの回答がございました。

また、参考までに、司法試験委員会などで公表されているデータ等に基づきまして、平成25年の予備試験に関する状況を分析いたしました。司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学と、司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学を比較しますと、司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学におきましては、在学生の約22%が予備試験を受験している一方、司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学におきましては、在学生の約10%になっているということでございます。

そういうことで、司法試験の合格率が高い法科大学院ほど、学生が予備試験を受験する割合が高くなっているということでございます。

また、累積合格率が高い法科大学院を設置する大学の学部から非常に多くの受験者が出ておるということでございます。

それでは、各法科大学院からの回答につきまして、下段の方からまとめておりますので、御説明申し上げます。

大きく三つの観点から分類して御報告申し上げますが、まず、1ページ下段の「1. 法科大学院教育全体に与える影響」を御覧ください。一つ目のポツですが、優秀な学生が予備試験による司法試験受験の道を選択することで、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速しているというような状況があること。

二つ目のポツでございますが、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識あるいは社会人としての基本的なマナーなどに欠ける学生が増えてきているということ。

三つ目のポツ、最後でございますが、予備試験で受からなかった人が行くのがロースクールというような印象が定着しているということがございまして、この三つを見ましても、予備試験が主流という認識が広まってきているというような状況がございまして。

次に2ページ目でございますけれども、受験対策という意識でございますが、一つ目のポツにございますように、受験対策意識が強くなって、二つ目のポツにございますように、司法試験に受ければよいという風潮を醸成しているというようなことがございます。

また、幅広い教育を行うという法科大学院の教育の理念の実現に対しての懸念でございますが、学部段階で予備試験に合格をして、法科大学院に入学しないで自宅で学習をして司法試験の準備をしている者がいるようです。こういったことにつきましては、優秀な学生にも幅広く、奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなるのではないかと、また、予備試験で問われる範囲との関係でございますが、予備試験においては、基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのかが不明であって、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失しているのではないかとということがございます。

二つ目の観点として、中段以下でございますが「2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響」ということでございます。

「予備試験の実施日やその直前期に出る影響」の一つ目のポツでございますが、予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に、かなりの数の学生が必修授業を欠席した例がある、また、二つ目のポツに予備試験の日程と重なるということで、授業日の授業の欠席許可を要望した学生がいる、また、三つ目のポツにございますように、予習が疎かになっているということでございます。

下のところで「学生の授業等に対する取組の変化」ということでございますけれども、一つ目のポツにございますが、予習・復習が疎かになっているものが見られるということで、対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も見られるということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。法科大学院で必ず履修すべきものとされております「基礎法学・隣接科目」、「展開科目・先端科目」、そういったところにつきましては、予備試験の科目として置かれていないということで、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭いというようなことが、法科大学院においても、基礎法学・隣接科目あるいは展開・先端科目を軽視する傾向が広まる要因となっているのではないかとということ、また、二つ目のポツにございますが、受験情報の流布によって浮足立った雰囲気が出ているというようなこと、三つ目のポツにございますように、予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生がいて、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向というのが表れつつあるというようなことがございます。

三つ目の観点として、「3. 学生に与える影響」ということでございます。

「3-1. 入学前の学部生に与える影響」の「法科大学院志願者の減少」の二つ目のポツにございますが、まず、予備試験を第一に考えていて、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てないので、法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっているということでございます。

3ページの下のところでございますが「学部学生の進路選択に与える影響」ということで、二つ目のポツにございますが、予備試験合格ルートの方が就職に有利というふうに考

えて、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退しているというようなこともあったということでございます。

4ページ目、最後のページでございますが、優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向にあるというようなことがございます。

続いて、3-2「法科大学院の在学中の学生に与える影響」ということで整理してございます。

一つ目のポツでございますが、特に成績のよい学生を中心に予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められるということ。法科大学院教育の深化を妨げているのではないかとということがございます。

「他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響」ということで、一つ目のポツ、受験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められるということは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感というものを与えていることになっている。

二つ目のポツは、クラス内に予備試験合格者、あるいは更に予備試験合格者に基づく司法試験合格者が混在いたしますと、それ以外の学生の中で、日々の勉強の仕方あるいは修了後の進路について過度かつ無用な不安を抱く者がいるということ。

また、休学者・退学者の存在ということでございますが、予備試験合格を機に休学をして、事実上大学施設の中で引き続き司法試験の勉強をして受験をし、合格した暁に退学したいという希望を申し出たケースもあったということ。

最後でございますが、予備試験は、法科大学院在校生にとって、自分の実力を知るための方法として使われている側面があるということでございます。

以上、報告を終わります。

○大場室長 ありがとうございます。それでは、御質問もあろうかと思っておりますけれども、ちょっと時間も押しておりますので、意見交換をお願いしたいと思っております。

予備試験につきましては、推進室といたしましては、ただいまのようなデータの分析を行ったという段階でありまして、まだ具体的な方向性等は出せる段階には至っていないという状況ではございます。

このような現状を踏まえまして、まずは、本日、顧問の皆様方から御意見を頂戴して、論点整理をさせていただければと考えております。

それでは、ここから座長の進行で意見交換をお願いします。

○納谷座長 この問題は、かなり深刻なこともあるだろうと思っておりますけれども、皆さんの御意見をまず聞いて、それから方向付けを考えていきたいと思っております。どなたからでも結構ですけれども。

どうぞ。

○有田顧問 有田でございます。先ほど文部科学省の方からの御説明をお聞きしましたけれども、予備試験の現在の状況並びに今後の状況を考えますと、相当深刻な問題を含んで

いると言わざるを得ないと思います。

といいますのは、今までの法曹養成は、ロースクールを中心にとすることで構築されていたにも関わらず、予備試験はそれを凌駕するといひましようか、それを駆逐するというふうな、そういう勢いになってきていると思います。

それで、今後、予備試験をどうするのかという問題が早速出てくるわけですがけれども、やはり、当初に議論された法曹養成制度の中核であるロースクールというものが、今、見えていますと、若干の問題点はあるにせよ、それが目指した理念としたところは、やはり尊重されるべきだと思うわけです。

ここで、我々は、予備試験を目指して合格してきた法曹像と、ロースクールで、その理念として教育を受けた法曹像のどちらを選択すべきなのかという部分をきちんと議論していかないと、本当の意味で、予備試験をどうすべきなのかということの解決にならないのではないかと考えております。

したがいまして、今までロースクールの教育の問題や、そのレベルの問題あるいはロースクール自体の大学の数の問題、合格者の問題とも連動してきますけれども、そういう点をやはり率直に問題は問題として認めながら、ロースクールの本来のあるべき姿を、やはり追い求めていくということを考えていくということが重要だろうと思っています。

○納谷座長 では、阿部顧問。

○阿部顧問 有田顧問と基本的に問題意識は同じなのですが、特に二点申し上げます。一つ目が、そもそも予備試験はその本来の趣旨と随分かけ離れたものになってしまっているということです。法科大学院でのプロセス教育を重視して、予備試験は何らかの事情で法科大学院に行けなかった人たちのためのバイパスだったはずのものが、何か高速道路みたいになってきております。本来の予備試験の趣旨と大きくかけ離れてきており、これだけでも是正の必要があると思うのです。

二つ目は、法科大学院の上位校がものすごく深刻な影響を受けているということでございます。私の友人に東大の法科大学院の先生がいるのですが、法科大学院が成り立たなくなっていると、正に危機感を持っておられます。

法科大学院改革は、当然これから進めていかなければいけないのですが、何があっても、一番上の方の上位校が予備試験によって空洞化していくということでは、法科大学院全体の改革も進めていけないといけない。その2点をもって早急に見直しをすべきだと思います。

以上です。

○納谷座長 お二人からロースクールの教育について、かなり深刻な状況を与えつつあるのではないかとこの指摘がなされたと思います。

何か他に。では、宮崎顧問。

○宮崎顧問 今日お示しいただきました資料を見ましても、かなりの法科大学院在生、学部生が予備試験を受け、そして法科大学院教育にかなり悪影響を与えていると。

これは、予備試験の制度趣旨から外れた状況ではないかということで、日本弁護士連合会としまして、最近、精力的に法学部あるいは法科大学院生のヒアリングを重ねてきました。

まず、法科大学院を志願するという学部学生のほとんど全員が上位校を目指している一方で、かなりの方が予備試験を意識している。その傾向は、学年が下がるにしたがって顕著になっていっているということです。

もう一つは、学部在学中に予備試験に合格するには、予備校の利用が不可欠で、学部1年生から予備校とのダブルスクールという状況が普通になっていて、まず予備試験合格を目指し、保険として法科大学院入学を目指すということも、文部科学省の分析と、ほぼ一緒でございます。

そして、そのための費用は、大体予備校もパッケージコースをとっておりまして、大体1学年当りパッケージで100万円というようすし、また、その授業料を親に負担してもらっているという人が多いようす。そうして学部時代から予備試験を目指して、通らなかった人は、また、法科大学院に入っても予備試験を目指す、ずっと予備試験を目指す、こういう傾向であります。

先ほど文部科学省が分析された弊害例にありましたが、また、司法試験あるいは予備試験合格に結びつかない学科の履修を避ける状況にあることは、現状認識としてそのとおりだと思います。問題だということは、私も思っていますが、なぜこういう状況が起こってくるかということ、やはり法学部、法科大学院というルート全体が時間がかかる、それから、法科大学院の授業料は医学部より高い授業料をとっているなど、時間もコストもかかる、その上に、就職難が非常に学生に影響しておりまして、就職に有利な、ブランドになる予備試験合格にみんな群がってくるということでもあります。

もちろん弊害をもたらしている予備試験の改革も必要だけれども、やはり、多角的な制度改革、例えば法科大学院の大幅な統廃合による合格率の上昇、あるいは司法試験合格者数の抑制による就職難の緩和、更には経済的な支援、こういうものが相まった対策をとられなければ、こういう風潮に歯止めをかけるということにはできないと考えているところで

○納谷座長 予備試験だけ取り出して対応するというのは非常に難しいので、ロースクールの改革だとか、その他いろんなことの施策との進み具合を見ながら、この問題も取り上げなければならないだろうという御指摘のようでした。

他に。吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 予備試験が、予備という名前にふさわしい状況にはなっていないなという問題意識は持っております。

法曹養成は、プロセスによる養成であり、法科大学院はその中核を占めるということがうたってあるわけで、それを踏まえて制度設計がされたわけですけれども、現実には、予備試験組が徐々に増加しているという状況です。

ただ、予備試験が今まで3回実施されて、それを經由して司法試験に合格した方が2回いまして、司法修習を修了して弁護士登録している人が1回いるわけですね。

そういう状況で見ますと、例えば、66期で予備試験組の39人が修習を終了したと、そのうち、5人が裁判官に任官して、2人は検事で、あとは弁護士だということですね。採用する側では予備試験組についても、別に差別をしないで、能力、資質をきちんと判断して採用しているわけなので、予備試験組は、資質、能力に何か問題があるというような見方をするのは避けるべきだと思います。

それから、文部科学省の方で、こういうふうなアンケートをやっていたのは、多とするのですけれども、これは、あくまで大学側の意見を聞いたアンケートであって、大学の先生からしたら、それは予備試験組が増加するのは懸念されるので、こういうふうな否定的な評価になるのでしょうかけれども、ユーザーの法科大学院の学生の声も聞くべきではないかと思います。

なぜ、こういうふうな状況になったかと言えば、それは、法科大学院の教育が本来の理想に沿った形で運営されていないと、要するに期待に応えていないということがあるわけです。しかも、現在の法曹養成は、旧制度に比べますと、非常に修業年限が長くなっています。法学既修者でも法学部の4年に、法科大学院が2年と、そして修習の1年ですから、昔より長いわけです。

だから、なるだけ早く司法試験に合格して、早く実務に出たいと、あるいは経済的な負担をなるべく軽減したいという気持ちで学生が受験するということは、これは、ある意味で自然な流れでありまして、それを余り人為的にだめだというふうに言うのは、それはちょっとどうかと思います。

だからこそ、現在でも司法試験法の規定そのものが、受験資格を経済的に困難な者とか、あるいは社会経験がある者という形で絞り込もうとしたけれども、結局、できなかったわけですね。そういうふうに制度的に予備試験を制限するのは非常に難しいのです。そういう問題があるということを踏まえて、見ていきたいと思いますが、さっき宮崎顧問がおっしゃったように、なかなかこれに対する対応策というのは難しかろうと思います。

○納谷座長 では、山根顧問。

○山根顧問 学生や親にとっては、そうした経済的負担の少ない方へ、特にその辺りを考えて少しでもということで、こういった流れになるというのは当然だと思います。

ただ、いろいろと今までの状況説明やアンケートからも深刻な影響というのが出ているのは分かっておりますし、改善されるべき問題だと思います。

歴史は浅いわけですが、このまま様子見で続けていけば、やはりこのままどんどん予備試験の方に流れて、そうすれば、やはり司法制度改革の理念を大きく崩すものになるのではないかと心配です。

このロースクール中退ということがステータスであったり、就職に有利ということを言われたりということもいがかかなという状況なわけで、私は、何らかの手立てで予備試験

の合格者数を減少させるようなことが考えられないのかな、何か方法がないのかなというふうに思います。

○納谷座長 一通り皆さんの御意見を伺いました。本顧問会議が始まるまでの議論では、予備試験がロースクールに影響を与えるかどうかのデータが不十分だということとか、それから、質の問題とか、その他にどのような影響を与えてきているのかについてのデータが不十分だということが、かなり言われてきていたと思うのですけれども。しかし、今日御意見を伺った限りでは、予備試験がロースクールに対して影響を与えているということの認識は、ある意味では共通になってきたかなと思う。ただ、問題は、それをどうするかということだと思う。その方策については、先ほど宮崎顧問がおっしゃられたように、いろんな方策を考えていかないと、この問題は決着つかないだろうし、解決策は見えないだろうということだと思う。そういう点で御意見を更に聞いていきたいと思います。

参考資料集の「4 試験・修習」の159ページ「予備試験の実施方針について」というところで、この予備試験を導入する趣旨が書かれている。そして同ページの2段落目のところに予備試験においては、この判定を適切に行うことにより、「法科大学院を中核とする、新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。」と記載されている。こここのところが、守られたかどうか。

そういう意味で、今、ロースクールにいろんな影響を与えていることは事実だということをご皆さん御認識なされたら、次はどうするかということを考えなければならないということが大きな問題だと、私は思います。実施の方法については、160ページ以降に、いろんな各論がありますね。こういう内容で、こういうことごと。このやり方の実態が果たして、最初に書かれた、先ほど読み上げたところに合致するように運営されているかどうか。この点についても一つ検討に値するのではないかと。このように思います。これは、実施方法についてですから、法改正でなくてもできるかもしれません。

二つ目に、根本的に制限するかしないかという議論も将来起きるかもしれません。これは、法改正になるかもしれませんけれども。そういう問題もあるかもしれませんが、もう少し突っ込んでお話を伺いたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 先ほどお配りしていただいた資料22に、規制改革推進のための3か年計画、再改定抜粋というのがございまして、それを見ますと、閣議決定の中に、赤のマーカで囲んである部分があるということです。これを読ませていただきますと、閣議決定では、どうもロースクール卒業者と予備試験制度の関係が、並列的にとらえられていて、予備試験がロースクールの補充関係にあると考えられていないように読めるのです。

ところが、今までの議論は、やはりロースクールが本筋であって、予備試験はあくまでも予備であると、こういう論調が来たわけですが、ここにおいて、さっきお話ししたところにおいて、どうも少しニュアンスが違ってきているのではないかとこの感じがするのです。

したがいまして、私は不勉強なものですので、この閣議決定がこのような形になされた経緯だとか、その背景にある考え方だとか、あるいは状況の変化があったのかなかったのかも含めて、教えていただきたいと思っています。その辺は、いかがでしょうか。

○松本副室長 ありがとうございます。これは、規制改革の関係で、他のテーマとともに取り上げられて、その一つがこの予備試験とロースクールとの関係というところでした。

その点、少し整理をさせていただきまして、次回御報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 閣議決定自体は、平成21年なのですね。これは予備試験が始まる前の話として、予備試験というのは、本来の趣旨は、法科大学院を経由しない人にも司法試験の受験の機会を与えるための制度だということで、それが素直にここに反映されているわけでございます。今、同じ議論をしたら違う結論になるのかなと思います。平成21年、これから予備試験をやりますよというときに、こういうものだという位置付けをしたというだけの話で、本来の趣旨であれば、当然こういう書きぶりになるのかなと思います。

○納谷座長 予備試験をやってみたら、実際に受けにきた人が、学部学生とか、大学院生とか、そういう人たちが、かなりの数増えてきているというのは、最初の経済的な理由によってとか、社会人が云々というところが余り見えない状態の受験者層が出てきている。これは、やはりこの議論をした時と大分違うと思うので、そういう見方も御指摘のようにしていかなければいけない。そういうところもあるのではないか。

○有田顧問 次の会に推進室からいろいろこれについての御回答があるというふうに、今、承ったわけです。

さらにまた、阿部顧問の方からは、この閣議決定ができたのは、更に状況が違う、もう少し前の段階で、更に今回またこのような、いわばロースクールが司法試験の予備校になってしまっている、そういう現状の中では、やはりこれは、ちょっとおかしいのではないかなということもお話があったので、そういうことも一つ、いろいろ今後検討すべき重要な課題かなと思っています。

○納谷座長 先ほど吉戒顧問からもお話がありましたけれども、学生の方の意見も聞いてみないと、という話がありましたけれども、文部科学省の方で、更に今回出された資料に加えて、もう少し詰めた具体的な資料を出せる余地はあるのでしょうか。

○中岡審議官 検討させていただきたいと思います。

○納谷座長 他に、もう少し御意見があればと思うのですが。私自身は、法曹養成を考えたときに、学生たちなどの立場から見ると、確かに、コストや、時間からして、早く受かった方がいいという思い、一般的なニーズはあるにしても、我が国全体として法曹養成をどうするかというときには、やはり昔に戻ることはできなくて、はっきり言えば「ロースクールを中核にしたプロセスとしての養成」をどうしても守らなければならないと考えて

います。このために、どういう方法がいいかということに、やはり集約してもう一回考えていく。その中の一つの大きな問題が予備試験だということが言えるのではないかなど、私は思っておりますけれども。そこら辺の議論をもう少し、今日はできないのかもしれませんが、詰めていきたいなという具合に考えております。

宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 私も予備試験の制限が吉戒顧問は法制度的には難しいというふうにおっしゃいましたけれども、決してそんなことはないだろうと、むしろ世論とか、そういう動きがきちんと盛り上がってくれば、いろいろな方法が考えられるのだろうと思っているところです。

そのためには、先ほど学生がこれだけ予備試験に群がってくるとは思わなかったという御意見ですけれども、やはりその背景には、法科大学院が乱立していて合格率がそもそも低い、予備試験には、合格率でかなわないという現状があるわけですから、少なくともその改善を図るとか、あるいは法科大学院に行く学生の負担だとか、そういうものを一緒に議論しないと、予備試験だけ取り上げても、それを議論すること自体無駄だとか思いませんし、重要な問題だと思いますが、ただ、予備試験改革をしたからと言って、今、じり貧状態にある法曹養成課程全体に新しい真水が、新しい志願者が増えるかということ、そうではないという位置付けの上に予備試験問題を考えなければならない。

法曹養成の根幹は、新しい新規参加者がどんどん増えるような養成課程をどうするかということですから、そこを制度改革においても忘れてはならないと思っております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 予備試験の現状、先ほど報告がありましたけれども、法学部の在學生も、受験するにしても、最終的に司法試験に合格するのは、本当に1桁なのです。こういう人たちは、どんな時代でも、どんな制度をつくったとしても出てくるわけなので、これはちょっと考慮の外に置いておいていいと思うのです。

問題なのは、ロースクールに進学していながら予備試験を受験しているという方が増えてきているのが懸念されるころなのだと思いますけれども、やはりロースクールの方もしっかり教育してほしいわけです。

例えば、ロースクール在學生は受験してはならないなどというルールを作ると、恐らく今度はロースクールに行かなくなるのではないかと思います。問題は、ロースクールの教育をきちんと期待されるようなものにすべきだと思うのです。それが実現できていないから、こういうことになるのです。

先ほどの大学のアンケートでも、法科大学院の教育が崩壊間近であるみたいな回答がありましたけれども、これは余りにもオーバーな表現ではないかと思います。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 吉戒顧問がおっしゃることは、もつともだと思うのですが、予備試験のもとの趣旨が法科大学院を経由しない者にも司法試験受験の機会を与えるということであ

るならば、年齢制限はあり得るのではないかなと思います。法科大学院を通常に修了する年になるまでは予備試験を受けられない。経済的な属性とかいろいろなことを申し上げても無理があることは分かっておりますので、何か受験資格を制限するのであれば、普通であれば、学部を修了して法科大学院に行って、きちんと学んでいる間の時間は横からは入らせないと。そういう意味では25歳が適当なのか分かりませんが、通常、法科大学院を修了する年限までは受験資格を与えないと。これはあり得るのではないかなと思います。

○吉戒顧問 それは、難しいように思います。憲法上の問題が出てくると思います。これは、資格試験ですから、そういうものを年齢によって制限するというのは非常に難しいと思います。

○納谷座長 法改正の問題がひょっとしたらあるかもしれない。少なくとも年齢制限とか、その他いろんなことをやるとすれば、法改正をしなければなりませんし、そのときに、今、吉戒顧問が言ったように、憲法上問題かどうかという話があるかもしれません。これは、それぞれのお考えがあると思いますので、もう少し、横に置いておきたいと思います。

それで、座長としてお願いしたいことは、やはり予備試験を運用上でどうするのかという問題もあるかもしれませんし、そういう点も含めて、いろいろお考えいただくために、もう少し時間をかけていただきたい。しかし今日は、ちょっとこの時間で、まだ人口論の問題もやっていかなければいけない。もう少し御議論した方がよければ、遠慮なく時間をとりたいと思いますけれども。

いずれにしても、法曹養成制度は、旧試験で失敗しておりますから、そこを是正するために、新しくロースクールを作り上げて対応することを考えた。この基本方針をやはり守りたいと、私は思います。そのときにロースクールで養成される「法曹の質」の問題もあるのですけれども、何をもって質がいいのか悪いのかという問題もあります。また、法曹養成をしてもらって、社会にどういう人材を送ってもらいたいのかという社会ニーズの明確化・具体化の問題もありますし、そこの変化もあるだろうと思います。いろんなことを考えながら、これから予備試験についても併せて考えていきたい。

もう一つ、大学の方に少し関わっている人間として言わせてもらいますと、法科大学院については資料1にありますように、数多くの課題がありまして、これらについて逐一、しかも相当厳しい改革を、見直しをと言った方がいいのでしょうか、求められて、今、中央教育審議会でも審議している最中です。この成果は今年の半ばぐらいまでには、ある程度の目安がついたものが、中央教育審議会を通して出てくるのではないかなと思っております。

そういうこと等々いろいろ考えて、これからも議論を詰めていただければと思っております。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 まだ本格的に始まって1回目ですので、今回はこのぐらいにしておきます。議論し出しますと、いろんなことがあると思いますが、時間をかけて少しずつ詰めていき

たいと思っております。今日は、どうもありがとうございます。

○大場室長 ありがとうございます。それでは、私ども推進室といたしましては、まだ、調査中の事項もありますので、次回にその調査結果などを踏まえまして、引き続き予備試験についての御議論をお願いしたいと考えております。

それでは、次の議題は、法曹人口についてであります。

法曹人口につきましては、調査を実施した上で検討することとしておりますけれども、前回までのこの顧問会議の中では、調査の結果が出るまでの間におきましても、当面の司法試験合格者数などについて検討する必要があるのではないかとの御意見を頂戴しているところであります。

そこで、本日は、推進室から今あるデータ関係の資料を出ささせていただきます、これを基に御議論いただければと考えております。

その前に、法曹人口に関する調査の進捗状況や関係する資料につきまして、松本副室長から御説明いたします。

○松本副室長 資料24を御覧ください。

こちらが現在、推進室で進めております法曹人口調査の進捗状況でございます。

上段の緑囲いの下にニーズ調査の設計という形でございますが、このような内容でニーズ調査をすることを予定しているところでございます。

現在、このニーズ調査に必要な業者委託をするための入札準備などを進めている状況でございます。

今後は、この関係の検討会合あるいは作業部会を3月に開きまして、調査デザインそのものを決めまして、その上でスケジュール表にございますとおり、業者に委託したデータの収集をする他、各月1回程度検討会合、作業部会を開催して既存のデータの分析を進めるという形で予定をしております。

スケジュール感等は、以前御報告したとおりでございますが、やはり一定の期間はこの調査には必要だという状況に変化はございません。

続きまして、資料25を御覧ください。

こちらは、法曹三者の人口推移について示したグラフでございます。

さらに、資料26、通し番号で143ページでございますが、これは司法試験の合格状況につきまして、平成元年以降の推移をグラフにしたものでございます。

続きまして、資料27の145ページを御覧ください。

これは、新司法試験の受験者数・合格者数をグラフにしたものでございます。

また、資料28、147ページにつきましては、新司法試験の短答・論文の総合の成績などの推移などを一覧でまとめたものでございます。

なお、ちょっと技術的な点でございますが、平成21年から短答と論文の比率が変更になったことに基づきまして、総合評価の満点も1750点から1575点と変更になっております。

続きまして資料29、149ページでございますが、法科大学院の志願者数・受験者数の推移と入学定員・入学者数の推移をグラフにしたものでございます。

続きまして、資料30、151ページでございますが、司法試験合格者数と法科大学院入学者数を表にまとめたものでございます。

さらに、153ページからは、司法修習終了後の弁護士登録の状況に関する資料で、日本弁護士連合会の御協力をいただいたものでございます。

153ページの資料31-1を御覧いただきますと、昨年12月に司法修習を修了した者のうち、裁判官、検事になった者を除きまして、一括登録日に弁護士として登録をしていなかった者は570名でございました。(A)-(B)と書いているところでございますが、今年2月4日の時点で未登録者は(A)-(C)のところでございますが、243名となっております。

155ページでございますが、これは、新司法修習が始まった60期以降の弁護士未登録者数の状況につきまして、一括登録日から12か月後、1年後までの状況をまとめた表でございますが、未登録者の数が年々増加傾向にあるということがお分かりいただけると思います。

さらに、159ページ以降の資料32、33、34は、弁護士のOJTの機会に関する資料でございます。

資料32につきましては、日本弁護士連合会におかれまして、昨年、法曹養成制度検討会議に提出された資料を更にバージョンアップされた資料でございますが、OJTの機会が少ないと推測されます即独、ノキ弁について調査された結果の資料でございます。この点は、後ほど宮崎顧問から御説明いただけると聞いております。

さらに、167ページの資料33は、日本弁護士連合会の新規登録弁護士の研修に関するガイドラインと具体的な研修内容に関する資料でございます。

資料34、183ページからのものは、日本弁護士連合会におかれまして、即時あるいは早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況をまとめられた表でございます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、日本弁護士連合会からの資料であります、資料32でしょうか、159ページのところについて、宮崎顧問から御説明をお願いしたいと思います。

○宮崎顧問 日本弁護士連合会が調査しましたデータは、資料32、159ページ以降です。日本弁護士連合会としましては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが非常に不足しているだろうという方々を一定のジャンル分けをしまして、アンケートや、登録データなどから分析をしているものであります。

最初に、まず、161ページの資料を見ていただきたいと存じます。

対象は66期、昨年12月に司法修習を修了して弁護士登録をした者などのメンバーですが、これを見ますと、修習修了後、裁判所その他任官などをしないで未登録でいる状態

の者が1月14日現在で351名、これは先ほどの御説明にありましたように、年々この未登録者の数は増えています。

アンケート調査をしまして、回答を得たのが941名、回答率が大体6割ぐらいでございますけれども、1人で独立開業しているのが32名あるいは新規登録弁護士のみで複数名で、友達同士が新人だけで独立開業をしたのが9名、そして、弁護士法人に入って、その弁護士法人には、先輩弁護士はいるのだけれども、派遣された支店には、新規登録弁護士しかいないという者が4名、そして、私はノキ弁ですと答えた人が69名いるわけであります。

未登録者は、当然アンケートの対象になってないわけでありましてけれども、例えば、就業形態がノキ弁だと回答した人は69名ですが、この回答率が62%ということを考えますと、恐らく全体では140名を超えているのだらうと思われま。

次の、資料159ページに戻りまして、このノキ弁の比率もやはり増えているわけでありまして、資料159ページは、今度は日本弁護士連合会に登録した登録データから分析したものでありまして、これは、2007年10月から2014年1月まで各年度10月1日及び1月1日現在の登録者全員を対象にしています。

登録事項の分析から、先ほど申し上げましたように、完全に新人1人だけで独立している即独の方々、もちろん法人形式をとっていますけれども、その支店は1人しかいないとか、新人のみで独立している人とか、そういう形を分類分けしているところでありま。

これを見ますと、この四つのパターンのいずれもがオン・ザ・ジョブ・トレーニングは、ほとんど不足しているのだらうということですのでけれども、この規模は、大体ほぼ毎年130名ぐらいで推移しています。

特に2013年の10月は127名と、前年より4名減っているのですが、しかしながら、これは修了者数が72名減っているにも関わらず、130という数字にほとんど変わりはないという状況であります。

そして、恐らく66期は既に、先ほどのアンケートでもありますように100名を超えている訳ですから、130名プラスアルファということになるのだらうと考えているということです。

そういう意味で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを十分受けられない方が毎年百数十名いるということ、更に未登録者の数、この351名の未登録の方は、今登録しているより更に就職状況、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの状況が悪いわけでありまして、合計すると、司法試験を通りまして、修了1500名ほど登録しておりますけれども、それ以外の未登録者、そしてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを受けられない人の合計を数えますと、ゆゆしき状況ではないかと思っています。

先ほどの資料の中でも日本弁護士連合会は、そういう方々に対して研修をしています。各弁護士会あるいは日本弁護士連合会ともに力を入れていますが、やはりこれは日常的にデスクをともにして、様々な指導を受ける、来客の対応から、こもごまと手取り足取り指

導を受けるというオン・ザ・ジョブ・トレーニングにかなうものは到底なくて、このオン・ザ・ジョブ・トレーニング不足という結果は、非常に重要だと考えているところです。

以上です。

○大場室長 それでは、今までの説明について、何か御質問等がございますでしょうか。どうぞ。

○有田顧問 物すごく素朴な疑問なのですけれども、大体20期とか30期代は、合格者が500人切っていたのですね。今、平均寿命が80としまして、自然적으로お亡くなりになったり、それから病気等で登録を辞退されると、そういう人たちは大体年間どれぐらいだと見ていいのでしょうか。

○大場室長 私たち、当時500人だったわけですから、ある一定年齢になれば、500人の方が引退されるであろうと、そういうざくっとした見方はできると思いますし、あるいは宮崎顧問から御説明があるかもしれませんが、登録していてもどの程度活動されているのかと、それは人それぞれなのかなと思いますけれども。

○宮崎顧問 この登録取消者数というのは、亡くなられた方も含めてになります。

手元にある資料だけで申し上げます、2000年は登録取消者数が218名でございましたが、2013年は551名登録を取り消しております。年々増えていっているわけですが、寿命だけ考えますと、500名登録時代の方がこんなに一遍にたくさん死ぬとは思いませんから、人数が増えている部分は、ほとんどが新しい方が任意で登録を取り消している確率が高い。最近とられた方は、そんなに急に亡くなられないと思いますからね。そういう意味で、こういう棒グラフで表しているのですが、年々登録抹消の方が増えて、最近の登録取消の方の数の急増については不安を覚えているというのか、どういう状況なのか調査する必要があるのかなと思っております。登録取消のときに亡くなられた方の数は分かりますけれども、それ以外の理由ははっきり分かりません。

○納谷座長 これは、弁護士の話だけではなくて、裁判官も検察官も少なくなっている、毎年毎年、任官でも年齢で制限がありますから、やめていく人の数もあるわけで、入ってくる数もちろんありますけれども、そういう動きを、もう少し表にまとめたものがあるのなら、教えていただきたい。入る方だけではなくて、それぞれの分野で減っているところもあるわけですね。毎年定年でやめられる方とか、亡くなる方を含めて、弁護士会の方の動きはかなり激しいとは思いますが、もう少し調べて、ちょっと工夫してください。

○宮崎顧問 裁判所も検察庁も定員が決まっていますから、恐らく多く亡くなられたり、多くやめられたら、次のときの新人採用を増やすということで、大体そんなに変わらないのではないですか。

○納谷座長 それは、定員法でやっているのだけれども。でも、定年退職や実際亡くなって、減っていく数はともかく、途中でやめられていかれる方も増えてきているのではないですか。

○松本副室長 宮崎先生が御指摘のように、裁判官は定員法で、検事も省令で決まっております。それが、定員の推移という形で。

○納谷座長 総数はそうかもしれないけれども。

○松本副室長 その中で採用と退官の対比というものは出せるかどうか、ちょっと工夫させてください。ただ、その枠の縛りがあるというのは、宮崎先生の御指摘のとおりでございます。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 質問ですけれども、確かに未登録者の数が増えているのは分かるのですけれども、例えば155ページを見ますと、未登録者の内訳の中で、就職活動中とか、その他とありますね。有効求人倍率というのは変なのですけれども、およそ弁護士法律事務所に入りたいという人たちと、募集の数の比率みたいなものは出せるのでしょうか。もしかしたら、地方に行くと、かなり需給が逆になっているところはあるのかもしれないし、全国レベルだと、こういうことかもしれないしと、何かもう少し細かいデータ、有効求人倍率と言ったら失礼なのですけれども、それぞれの地域で何人ぐらい新規に法律事務所に就職を希望されている方がいて、その受け皿がどのぐらいあるかというのは、何か分かりますでしょうか。

○松本副室長 済みません、現時点で把握しておりますのは、この表の限りでございますが、日本弁護士連合会と協議をさせていただきます。

○宮崎顧問 感覚的に申し上げますと、地方であれ、大都会であれ、この頃弁護士を採用したいなという人は、インターネットとか、ウェブページに広告は出さないのです。広告を出した途端に何百通という履歴書が来て、電話がかかってきて、対応に大変だということで、出さないでその地域の修習生とか、そういう方の中から受ける。

ことほどさように、就職難は深刻でして、就職口があると聞けば、どこへでも行く、みんな大勢押しかけるという状況だと思っています。

○大場室長 それ以外に御質問等ございましたら、どうぞ、山根顧問。

○山根顧問 人口調査のことですけれども、これは、こうした大規模なと言いますか、ニーズ調査というのは初めてということですね。

○松本副室長 そうでございます。

○山根顧問 ということもありますし、やはり結果は、相当大きな意味を持つと思いますので、質問項目等々十分工夫いただきたいと思います。

その具体的な質問票のようなものは、この検討会合、作業部会のところで議論が進んでいるということでもよろしいのでしょうか。

○松本副室長 そのとおりでございます。

○山根顧問 分かりました。それで、質問票等々が固まり次第、実施ということになるわけですね。

○松本副室長 質問内容と、質問方法といえますか、その手段についても詳細に検討して

いるところでございます。

○山根顧問 対象人数とかも、まだ検討中ですか。

○松本副室長 はい。

○山根顧問 分かりました。

○大場室長 それでは、法曹人口に関しまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。

○納谷座長 法曹人口論については、もういろいろ議論がありまして、皆さん、この会議に出られている顧問の先生方も、それぞれ御意見はお持ちだと思います。

そういう意味で、議論を通じて、一つにまとめきれんかというか、要するに共通の意識みたいな、認識というのでしょうか、そういうものができれば、一番ありがたいと思っております。その共通点を絞り込んでといわれると、なかなか難しいこともあるだろうと思います。できるだけ自分たちが過去に経てきた経験だけに立脚しないで、もう少し大局的に見て、この問題を考えていきたいと願っています。結果的に、そういう何らかの形で共通する意識といいますか、この問題に対するものが、この顧問会議でできれば、それに越したことはありません。いずれにしても、自由に、まず御意見をいただきたいと思いたすう。今日だけでどうこうということは、多分できないと思いたすけれども、時間の許す限り皆さんの御意見を聞いて、進めていきたい。何らかの形で方向性なり、ある程度の共通のものが生まれれば、それに越したことはないと思いたすが、そういう形で進めてよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で、少し皆さんにお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、この法曹人口論につきまして御意見や御懸念があれば、をいただきたいと思いたす。

どうぞ。

○阿部顧問 半分質問なのですけれども、法曹人口については、将来的なニーズ、人口調査を含めてじっくりと検討していけばいいとは思っていたのですが、与党の動きは、何か急に進んでいるような気もしております。先ほど御紹介がありましたような、正式な自民党の司法制度調査会法曹養成制度小委員会や公明党の法曹養成に関するプロジェクトチーム、他にいわゆる自民党の議連のような動きもございたすね。どういうスケジュール感で与党が動かれるのかというのは、分かりますでしょうか。

○松本副室長 自民党の議連も開かれております。議連の問題意識は、正に司法試験合格者数というところに割と絞られております。そういう中で議連も司法制度調査会のタイムスケジュールを踏まえて、今、活動をされているという状況でございます。

もともと自民党の司法制度調査会法曹養成制度小委員会は、3月末までに提言を行うという位置付けで、そういう問題意識の下でスタートされたのですが、冒頭申し上げましたように、この司法試験合格者数というのは、今年の受験生等に影響を与えることになり得

る要因であるので、そうであれば、この点だけは極力早く、3月中にというようなスケジュールで動かれているというふうに認識しております。

大体状況は、以上でございます。

○大場室長 補足いたしますけれども、推進室といたしましては、昨年7月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定に基づいて動いているものでありまして、その決定では、皆さん御案内のとおり、年間3000人の司法試験合格者という目標、これは現実性を欠くので目標は立てない、そういったような数値目標は立てないと、ただ、法曹人口についての調査を行って、結果を2年以内に公表すると、こういうスタンスでありますので、何か推進室あるいは政府の方で年々司法試験合格者数を決めていくといったものではないという整理でございます。

それは、司法試験というのが資格試験であるということも大きな理由であると、それが推進室の立場ということになります。

○納谷座長 今、大場室長からもお話がありましたけれども、検討会議でも、ある程度の集約がつい最近されたばかりです。それはそれとして、意見書自体にも、司法改革をするためには、こういうことをした方がいいという国としての政策が数多く、かつ多様にあった。政府は、当時、自民党が政権与党ですから、いろいろ考えて意見書を容認して、これを実現しようということをしてきたわけですから、それを簡単には、変えるとか、変えないとかということはいにくいだろう。このように、私も受けとめておりますけれども、今、与党の方でどういうふうに動かれているかについて、やはり阿部顧問がおっしゃるように注意をしなければならないと思います。

ただ、与党の方は、どうなのですか。今年の試験にすぐ数を制限するとか、そういう動きまで考えてやっているのですか、それとも。

○松本副室長 この辺は、与党におかれて検討中というところで、我々もその辺は詳細には承知しておりません。

○納谷座長 もう既に今年の試験は動き出してしまっているわけで、ここで急に数をどうこうということは明示することは適切でないと思います。将来のことについてだと思えますけれども、そういう点は、与党の議員の先生方にも少し理解していただかなければならない。やはり受験者のことを考えると、そこで何かを決め、それに基づいてと急に言われても、これは困ると思います。そういうことも考えながらいきたいと思えますけれども。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 先ほど宮崎顧問の方から、就職状況について非常に詳細な御説明がありましたので、この近年の就職難の状況というのがよく分かりました。

そういうことですから、個人的には、今の2,000人体制を維持するのはどうかと、減らすべきではないかと思えますけれども、ただ、検討会議の取りまとめでは、所要の調査をして出すという話になっています。客観データに基づかない議論というのは、だめだろうと思います。司法制度改革審議会の意見書は3,000人などという、裏付けのない

数字を打ち出したことで失敗しています。そういう轍は踏んではいけないと思いますので、今、制度設計されている調査を待ちたいと思いますけれども、その際のエレメントとしては、いろいろお考えだと思いますが、全体的に、日本が人口減に入ってしまったということ、それと、少子高齢化の社会に入ってしまったということは、大きな背景として見ていただきたいと思います。

これは、現に裁判所の訴訟事件を見ますと、民事事件も減少しています。刑事事件、少年事件も減少しています。その中で伸びているのは家事事件だけですが、これは絶対数が少ないから、法曹人口を左右するようなオーダーにはならないわけなのです。したがって、いわゆる裁判法曹というか、訴訟関係業務だけを見ると、余り先行きは明るくないと思います。そうすると、非裁判業務、そういうものがどれぐらいニーズがあるのかなということも調査の中で把握していただきたいと思います。それが1つです。

それから、今、大場室長から司法試験は資格試験だというお話があったのですが、3,000人という目標は撤回されて、平成18年は1,500人台なのです。翌年の平成19年から2,000人台になって、今までこれで来ているわけです。

これは司法試験を実施した結果、平成18年は合格者は1,500人だったけれども、19年は2,000人合格する程度の人はいたということで来ているのでしょうけれども、もし、そういうふうに整理してしまうと、今度は人数を減らすときに、では、その年はできの悪いのが出てきたのかという話になります。私は、必ずしも客観的な試験の水準だけで決めるのではなくて、やはり何らかの政策的考慮は働いているのではないかと、働かしてもいいと思うのです。そういう性質のものではないかと思っています。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 私の意見は分かっているとのお思いかもしれませんが、話を聞いていただければ幸いです。やはり現在、法律系への新規参入人材が本当に急激に減っている。法学部もそうです。それは何かというと、法曹養成課程の失敗だった、こういうふうに思わざるを得ないわけですね、人气が離散している今、この回復のために何かということになれば、やはり私は、様々な施策を同時に打たなければならないのだろうと思っています。

もちろん、経済的負担が大きい、就職難だと、様々な事象がありますけれども、これらを解決するためには、やはり法曹人口、司法試験合格者の議論数も今、避けて通れないというのか、中核的な問題だと考えています。

先ほど、本日の資料の中で、いろいろ説明がありましたけれども、149ページでしょうか。これは、法科大学院の実入学者数なのです。

下を見ていただいたら分かりますように、平成25年度は2,698名、3年前は、3,620名、その前年は4,120名余り、人数の減り方を見ていただくと、毎年数百減っている、何も50人ずつ減るという減り方ではないのです。数百ずつ減っているのです。

この間、司法試験合格者がずっと2,000人、この対比を見る限りこれは誰が考えても資格試験ではない、政策的人数の合格者だと、こういうふうに思わざるを得ないのです。

が、この法科大学院の実入学者の減少は次年度以降も大幅に減ります。恐らく、今年は2,500人を切るだろう、これが法科大学院関係者の定評であります。これだけ人数が減っても、なおかつ司法試験合格者については、調査を待って3年先、2年先の提言を待つということになるのだろうか、と私は思うわけですね。やはり、客観的な根拠がないとか、何とかがないと言うけれども、受験者の母数がこれだけ極端に減っていて、もう2,500人を切ってしまうとなると、予備試験がなければ、そして落第を除けば、ほとんど法科大学院学生全員通さないと、2,000人を維持することはできないという状況にも来ている。やはりこの数字は、客観的にも冷静に見るべきだと、私は思います。

にもかかわらず、合格者数について何も言わないというなら、先ほど予備試験で、私、諸施策パッケージだと言いましたけれども、予備試験合格者の数を増やすしかないわけがあります。2,000人通すためには。もちろん、3回、5回と受験できますから、受験者は急激には減りません。だけれども、司法試験の一番上の受験者数は、やはりじりじりと減っていつている、23年をピークにして減っていつていると思います。恐らく、これが、今年度も続くでしょう。

こういう現象を改め、優秀な志願者が法学を学び、法曹を目指すというシステムに変えるためには、やはりここは司法試験合格者の数を、日本弁護士連合会は1,500人と言っていますが、私はここで数を出すことに別段こだわりませんが、少なくとも法科大学院の実入学者が、これだけ激減しているのに、なおかつ合格者数について何のメッセージも出さない、出せないのですかと問いたい。合格者数のメッセージが出せなければ、予備試験改革についても、それから法科大学院の統廃合についても指針がないということになるわけであります。顧問会議をこれから、調査結果を待つ2年間、休学にすることになりかねない、経済的支援や試験科目は検討することができても、根幹のことを検討する機能を失うことになるのではないかと思います。

私は、合格者数は、やはり入学者数とか、こういうことを見てクールにやるべきだと。法科大学院生がどんなに減ろうと、この3年間、予備試験組を入れながらもほぼ同じような人数で推移してきているということは、やはり合格者数を抑制的に運用する、法科大学院は大幅にカットする、大幅に統廃合する、そうして、法科大学院生の合格率も上げる、その上で予備試験についても一定の制約を加える、できれば、日本弁護士連合会としては、その上に経済的支援も検討していただきたいと思いますが、こういうようなパッケージとしてのメッセージを出さないと、やはり志願者は増えない、そして、顧問会議がこの程度のメッセージすら出せないのかなというような気がしている次第です。

以上です。

○納谷座長 どうぞ。

○大場室長 今の点で若干数字を見てみますと、147ページにありますけれども、司法試験の合格率等のところであります。

確かに、その前の資料では、ロースクールに入る人の数が減っているということは、そ

のとおりでしょうけれども、司法試験の受験者数と合格者数というのを見てみますと、平成20年から2,000人台の合格者になっているわけですが、受験者数が6,000人とか8,000人とか、8,700人が一番高いのですかね。それで、25年は7,600になっていますけれども、それほどのこぼがあるわけではないのかなということと、この期間、3,000人を目標にするということで動いてきたわけですが、しかし、ここの2,000人で頭打ちになったというのは、結局、資格試験として2,000以上、2,000人を少し超えていますけれども、更に3,000人を合格させるだけの成績なり実力がなかったと、こういうような判断で2,000人台にとどまっているのではないかと、こういう見方もできるのではないのでしょうか。

○納谷座長 では、宮崎顧問。

○宮崎顧問 法科大学院は、3回受験できますから、法科大学院の入学者の激減がそんなにすぐには統計的には表れてこない。だけれども、やはり近年、この3年ぐらいは、やはり人数が減っていつている。

もちろん、次年度の改革で5回受験できますから、受験者そのものは増えると思うのです。だけれども、やはり合格率が高いのは、卒業してすぐとか、卒業して1年ぐらいの、法科大学院から見れば、ぴちぴちした新卒者が通るわけでありますから、あとは、受け控え救済的に受験回数を増やすという改正がありますけれども、やはり本当に考えるべきは、新規参入組の受験者数がどうかということでありまして、5回受験ができたから、受験者が増えたから、合格者を増やす的な議論というのは、やはりいかなものだろうかと思います。

○納谷座長 宮崎顧問、別に大場室長を擁護するわけではなくて、増やすと言っているわけではなくて、一応3,000名の大目標は撤回した状況でありますから、それに向かっていろいろ司法試験の実施をやってきたという資料説明をしたわけで、最初の法科大学院の志願者が減っているというのは、これは大変なことで、実は、さっき予備試験のところで、ちょっと言うべきだったのかもしれませんが、影響はこういうところにもどんどん出てきているのですね。実数的には、予備試験でさっさと受かってしまえばいいという気持ちがあるということもありますので、これは、根本的には、ロースクール自体が魅力あるかどうかということだと思います。

私は、こういう性格ですから、端的に言わせてもらおうと、今の若者から見て法曹というのは、魅力ある仕事かどうかということについて、我々がもっと危機感を持たなければいけない状態に入っているかなと思っているのです。

そういうことで、法曹養成の制度自体をどうするかということも、もう少し前向きに、ある意味では政策的に議論しないといけないかなと、私自身は、そう思っております。そういうことも踏まえて、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

私自身、非常に古い人間かもしれませんが、ロースクールの意見書を作り上げるときに、いろいろ関わって議論してきた人間から見ると、意見書に書かれている司法改革

は壮大なものであり、これを実現するためには、相当な人数がいなければならない。この改革を担うには、かなり大胆な数値目標を掲げて臨むことが必要である。このような思いでロースクール構想に賛同し、それに向けて取り組んだことは、事実だと思います。それがやらないで来ていて、このままでいいのかどうか。もし司法改革が予定どおり進行していたならば、若者はいろんなところに行く機会もあるのではないかと思います。

意見書では、こういう司法改革をしたいということで、いろいろと政策提言をしているわけで、その意見書に書かれている提言内容が十分実現しているかということ、これはまた疑問ですので、そういうときに、ある程度の数を出していかなければならない。そういうところで新しい分野があれば、若者もこういう分野で活躍してみたいということが出てくるのではないかと。そういう議論をしていかないといけないのではないかと、私は危惧しています。個人的には、座長としてよりも、顧問の1人としてはそんなことを考えていますけれども、皆さん、どうぞ。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 何度も申し上げておりますが、経団連として特に定見はないわけですが、この会議で議論をしても、数字を出すのであれば、十分に根拠を詰めたものを出さないとだめだと思いますもともとの3,000人も根拠がなかったわけですが、では、現状は、何か根拠はあるのかと言われると、それは、もう結果論にすぎない。

次に、何かを打ち出すときは、いい加減なものになりますと、それこそ、法曹養成制度全体を崩しかねない。

以前お話ししたように、公認会計士試験が、正に言っている数字とどんどん結果が違ってきて、もう絶望的な状況になっております。一度3,000人まで合格者を増やして、その翌年に半分まで減らして、その後、1,500人維持と言いながら、その数字は全然出てこない。結果的には、公認会計士を目指す人がいなくなってしまうという状況になってしまったわけです。

法曹についても、具体的に数字を挙げるのであれば、十分に根拠を詰める必要がございます。それがすぐにできないのであれば、定性的な議論は当然必要かなと思うのですが、何がどうこうとか、何人ぐらい減らすとか、何人が望ましいということは、軽々には言えないと思います。十分に根拠を詰めて、正にこの数字であれば、この後、しばらくは持続的にできるのだというところまで詰めないと、数字を出すのは早いと思います。そういう意味では、定性的な議論をしばらく続けていくしかないのかなと思います。

○納谷座長 ありがとうございます。

どうぞ、山根顧問。

○山根顧問 やはり、弁護士の人口が過剰になっていて、特に新人弁護士にとっては大変な就職難ということ、問題なのは、先輩弁護士に実務を教わりながら一人前になっていくという、そういう構造が崩れてしまっているということが大きい問題だと思います。それは、弁護士も気の毒ですけれども、我々市民消費者にとっても、未経験な弁護士に人生を

預けるようなことになるということは、とても問題だと思います。

そういう意味では、まずは、人口については、合格者を減らして人の維持ができるペースにするということを考えますけれども、ただ、一方で法曹人口が増えて、弁護士が身近になったかと言えば、そう感じない市民は、やはり多いわけで、そこには別の問題、弁護士の費用の問題とか、都心部への偏在であったり、いろいろ市民と弁護士の連携がまだまだ足りないというか、そういう問題もありますけれども、そこも重要な問題だと思っています。

地方などでは、やはりまだまだ弁護士が不足していると思います。法曹人口の問題と偏在化というのは、別の議論にもなるかもしれませんが、そして、もともと弁護士が地方に行って、地方で市民と連携を深めて活動をしていけないかということも議論をしていただければ、検証もしていただければと思います。

市民からすれば、支部でも遠い存在というところもありますし、もっともっと自分の住んでいる地域にあって気軽に相談できると、そういう存在になってほしいと思っているわけです。そういう視点からも考えていただければと思います。

○納谷座長 大変恐縮ですけれども、人口論は、次回もやらせていただきますので、今日はこのぐらいにさせていただきますして、一応議題として残っています、司法修習の方へ。

○大場室長 それでは、最後に司法修習生に対する経済的支援に関する関係機関等の協議状況と、今後の予定について御報告させていただきます。

○松本副室長 御報告いたします。

推進室からは、司法修習生に対する経済的支援について、日本弁護士連合会と最高裁判所に対しましてどのようにお考えなのかという照会をさせていただきました。

最高裁判所からは、特段ないということでございましたが、日本弁護士連合会からは、1月24日に、そのお考えの内容を提出いただいているところでございます。これは、次回に御紹介させていただければと思っております。

さらに、それを踏まえまして、最高裁判所、日本弁護士連合会、推進室との三者協議を継続しておりますし、最高裁判所と日本弁護士連合会におかれましても、この点についての協議を継続されていると承知しております。これらの内容についても次回、御説明、御報告させていただきたいと思っております。

次回の御予定でございますが、資料35を御覧ください。一番末尾のところでございます。

「司法試験について」と書いておりますのが、予備試験について、法曹人口というのは、本日と同じように司法試験合格者数について、更に司法修習について議論したいと思っております。

今回は、3月27日午後2時から、本日と同じこの会議室でございます。よろしく願いいたします。

○大場室長 それでは、今日は、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。